

17 税金

1. パートタイム・有期雇用労働者と税金

通常、パートタイム・有期雇用労働者の収入は給与所得となります。そのため、一定の金額を超える収入があると、所得税と住民税がかかります。

- (1) 所得税：年収が103万円を超えると、超えた額に対して所得税が課税されます。
- (2) 住民税：年収が100万円を超えると、超えた額に応じて住民税（所得割）が課税されます。住民税（均等割）については、非課税の範囲が地域によって異なりますので、お住まいの区市町村へお問合せください。

交通機関等を利用する者の通勤手当は月額15万円まで非課税扱いとなり、社会保険料（全額）や生命保険料・損害保険料（一定額まで）は所得から控除できます。

2. 配偶者控除と配偶者特別控除

(1) 配偶者控除：労働者の年収が103万円以下のとき、配偶者の所得から配偶者控除（所得税38万円、住民税33万円）が受けられます。

(2) 配偶者特別控除：労働者の年収が103万円を超えると配偶者控除は受けられなくなりますが、家計全体としての税負担が急激に増すことのないように配偶者特別控除が設けられています。この控除が受けられるのは、労働者の年収が103万円超201.6万円未満の場合です。控除額は、年収に応じて調整されるもので、一律ではありません。

※なお、配偶者の年間の合計所得金額が1,000万円を超える（その年収が給与収入のみの方の場合は、年収で1,195万円を超える）場合は、配偶者控除、配偶者特別控除とも受けることができません。

パートタイム労働者の年収と税金

パートタイム労働者の 年収額	本人に税金がかかるかどうか		配偶者の所得から控除が 受けられるか（所得税・住民税）※	
	所得税	住民税（所得割）	配偶者控除	配偶者特別控除
100万円以下	×かからない	×かからない	○受けられる	×受られない
100万円を超えて 103万円以下	×かからない	○かかる	○受けられる	×受られない
103万円を超えて 201.6万円未満	○かかる	○かかる	×受られない	○受けられる
201.6万円以上	○かかる	○かかる	×受られない	×受られない

※ただし、配偶者が適用を受けることのできる控除は、その配偶者の年間の合計所得金額が1,000万円（収入が給与等のみである場合は、その収入金額が1,220万円）以下の場合に限られます。

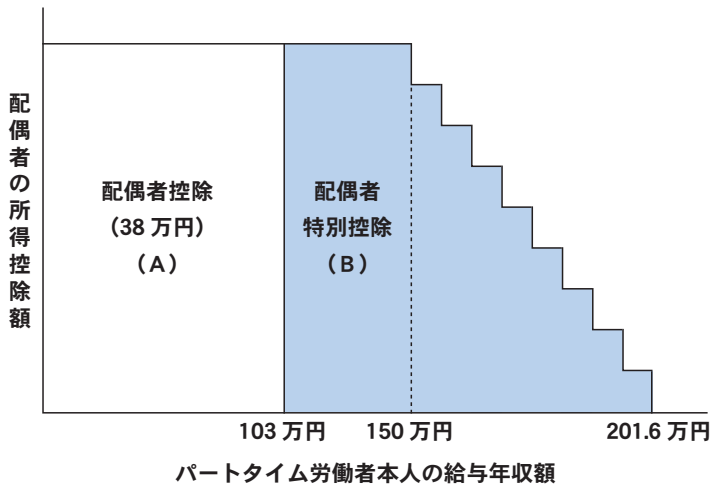
パートタイム労働者の年収と配偶者控除・配偶者特別控除の額

制度の種類	パートタイム労働者の給与年収	配偶者の給与年収		
		1,095万円以下	1,095万円超 1,145万円以下	1,145万円超 1,195万円以下
配偶者控除 (A)	～103万円以下	38万円	26万円	13万円
配偶者 特別控除 (B)	103万円超～150万円以下	38万円	26万円	13万円
	150万円超～155万円以下	36万円	24万円	12万円
	155万円超～160万円以下	31万円	21万円	11万円
	160万円超～166.8万円未満	26万円	18万円	9万円
	166.8万円以上～175.2万円未満	21万円	14万円	7万円
	175.2万円以上～183.2万円未満	16万円	11万円	6万円
	183.2万円以上～190.4万円未満	11万円	8万円	4万円
	190.4万円以上～197.2万円未満	6万円	4万円	2万円
	197.2万円以上～201.6万円未満	3万円	2万円	1万円

※令和2年分以降の所得税について適用されます。

子育て世帯等に該当する場合は、上記の表の下線部の金額に15万円を加算します。

(参考) 税制改正による配偶者控除・配偶者特別控除の考え方(所得税の場合)



(参照：厚生労働省発行「パートタイム・有期雇用労働法のあらまし」より)